

滋賀県における新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行（校外学習）への対応について

生徒に発熱等の症状が出た場合の対応（別紙1）

①修学旅行時における発熱等の相談

- ・修学旅行先近くの診療所・クリニックへ電話等でご相談ください。
→「医療ネット滋賀」を参考…医療機関等の検索サイト
- ・夜間等に症状が出た場合は、休日急患診療所等に電話等へご相談ください。

スマホ



ガラケー



②相談先・受診先に迷ったとき

- ・相談先や受診先に迷ったときは、下記の受診・相談センターへご相談ください。

《滋賀県 受診・相談センター（看護師等が対応）》

大津市以外：電話 077-528-3621（毎日24時間対応）

FAX 077-528-4865

E-mail coronasoudan@shigaken.net

大津市：電話 077-526-5411（毎日24時間対応）

FAX 077-525-6161

E-mail hoken@city.otsu.lg.jp

【修学旅行を企画する旅行者や学校等の相談窓口】

- ・修学旅行は多数の生徒が集団で行動することとなるため、旅行者や学校等は、旅行先の感染防止対策や3密を避ける体験学習等の情報収集が不可欠となります。
- ・公益社団法人びわこビジターズビューローでは、旅行者や学校から修学旅行の企画内容についての問い合わせ対応や、県内会員施設の感染症防止対策等の情報提供、各相談窓口の案内などを行います。
- ・修学旅行中に発熱等の感染懸念が発生し、旅行者や学校等から相談があった場合には速やかに県や保健所等と連携し、対応にあたります。

《修学旅行に関する相談窓口》

（公社）びわこビジターズビューロー 担当：国内誘客部

電話 077-511-1532（平日 午前9時～午後5時）

（参考）外国人旅行者への対応

- ・日本政府観光局（JNTO）において、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」（別紙2）を開設されています。

【外国人旅行者向けコールセンター（Japan Visitor Hotline）／観光庁】

電話番号：050-3816-2787（毎日24時間対応）

対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語

対応範囲：緊急時案内（病気・事故等）、災害時案内、一般観光案内

観光関連事業者の感染拡大防止対策について

・観光関連事業者における感染拡大予防対策

安全安心で滋賀らしい観光を楽しんでいただくため、観光関連事業者において、業種別感染予防ガイドライン等に基づく感染防止策の徹底を行うとともに、修学旅行生等にも感染防止策の協力を呼び掛けています。(参考:「宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対応ハンドブック(滋賀県)」(別紙3)、「店舗の感染対策ポイント」(別紙4)、「施設・事業所における感染防止策の徹底」(別紙5)、「職場内感染を防ぐ4つのポイント」(別紙6)、「感染リスクが高まる5つの場面」(別紙7))

・新型コロナウイルス感染拡大防止システム『もしサポ滋賀』の活用について

滋賀県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、県内の施設・イベント会場の利用者等の把握と、感染拡大防止にあたり必要な人に必要な情報を速やかに伝達するための対策として、LINE公式アカウント「滋賀県-新型コロナパーソナルサポート」の新たな機能である「もしもの時のサポートシステム」(通称『もしサポ滋賀』)(別紙8)を運用しています。

施設やイベント会場などに掲示されたQRコードを、施設の利用者等がLINEアプリで読み取り、連絡先を滋賀県に登録していただくことで、後日、他の施設利用者等に感染が判明した際に、登録いただいた方に濃厚接触の疑いがあるなど、必要がある場合に滋賀県から感染拡大防止に向けたお知らせなどを行うシステムであるため、観光関連事業者において、積極的に活用していただき、修学旅行生等の皆様に安心して観光関連施設をご利用いただくことにつなげるものとします。

また、厚生労働省において新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」が運用されており、相互補完的に活用を検討してください。

(※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

・旅行者向けの「新しい旅のエチケット」の普及・啓発

修学旅行生等の皆さまにも感染リスクを避けながら安全に修学旅行をしていただくことが重要であることから、観光庁の観光関連事業者による旅行者視点での感染防止のための留意点をまとめた「新しい旅のエチケット」(別紙9)を参考に行動をお願いします。

「新しい旅のエチケット」の概要

旅行時における感染防止のための基本的な留意事項に加え、旅行の各場面(移動、食事、宿泊、観光施設、ショッピング)ごとの留意事項を掲載。

(例)・マスク着け、私も安心、周りも安心。

- ・旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。
- ・間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。
- ・楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。
- ・おみやげは、あれこれ触らず目で選ぼう。

《問い合わせ》

滋賀県商工観光労働部観光振興局 観光企画室

電話：077-528-3471 (平日 午前9時～午後5時)

発熱などの症状がある場合の相談・受診について

発熱などの症状がある方

風邪？
インフルエンザ？
もしかして...
新型コロナ？

1 まずは、かかりつけ医や
お近くの診療所・クリニックに
電話等でご相談ください



発熱、のどの痛み、頭痛、下痢、体のだるさ、においや味がわかりにくいなどの症状がある場合は、**受診前に必ず電話等で連絡**してください

2 診療所が指定する方法で
受診してください

他の患者との接触を避けるため、**来院時間や来院方法などを指定**されることがあります

3 受診時には
感染予防の徹底をお願いします

手指の消毒または**せっけんを使った手洗い**をすませて、**マスクを着用**して受診してください



! 休日・夜間に症状が
つらくなったとき

? 相談先・受診先に
迷ったとき

相談・受診 [休日・夜間の場合]

相談

休日急病診療所等

救急病院(外来)
新型コロナに限らず
重症の場合に対応

発熱、のどの痛み、頭痛、下痢、体のだるさ、においや味がわかりにくいなどの症状がある場合は、**受診前に必ず電話等で連絡**してください

緊急時に応急処置を行うところですので、
基本的に**新型コロナウイルスの検査はできません**

案内
[休日・夜間の場合]

受診・相談センター(毎日24時間)

お近くの「診療・検査医療機関」を案内します

大津市
以外

電話 077-526-5411
FAX 077-525-6161
E-mail hoken@city.otsu.lg.jp

電話 077-528-3621
FAX 077-528-4865
E-mail coronasoudan@shigaken.net

かかりつけ医など身近な医療機関 (診療所・クリニック)



発熱患者等を診ることが
できない医療機関
・特に免疫低下している患者などが来院
する専門外来
・構造的に動線が分けられない診療所
など

発熱患者等を診療することができない医療機関に相談があった場合は、診療できる医療機関を案内します

案内

発熱患者等を診療する医療機関 (診療・検査医療機関)

医師の診察により、必要な検査を行います



診療

検査

インフルエンザ
新型コロナウイルス
その他

紹介

[検査ができないときは、検査
できる医療機関を紹介します]

地域外来・検査センター等
(PCR検査センター)

他の診療・検査医療機関

診療

検査

聴覚に障害のある方をはじめ
電話での相談が難しい場合は
メールやファックスでお問合せください

令和 2 年 1 月 3 1 日
観 光 庁

外国人旅行者向けコールセンターのお知らせ

～新型コロナウイルス関連についても多言語でお問い合わせ対応を行っています～

日本政府観光局（JNTO）では、非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365日、24時間、多言語で対応するコールセンター「Japan Visitor Hotline」を開設しており、新型コロナウイルス関連のお問い合わせにも対応しています。

○ 日本政府観光局の公式ツイッターやウェイボー（中国版ツイッター）によって新型コロナウイルスに関する基本的な情報や手洗いうがい等の対策ポイント等を広く発信するとともに、日本政府観光局のコールセンターにおいて365日24時間多言語での問い合わせに対応できる体制を整備しております。

- ・ 電話番号 050-3816-2787
- ・ 対応時間 365日、24時間
- ・ 対応言語 英語、中国語、韓国語、日本語
- ・ 対応範囲 緊急時案内（病気・事故等）、災害時案内、一般観光案内

〈主な相談内容〉

○キャンセル料関係

- ・ ホテルをキャンセルせざるを得なくなったが、返金を希望する場合はどこに問い合わせればよいか。

○体調不良の訴え

- ・ 咳、発熱の症状があり新型コロナウイルスでないか不安なため、検査を受けたい。
- ・ ホテルに宿泊しているお客様に咳、発熱の症状がある。

【お問い合わせ先】

観光庁 外客受入担当参事官室 担当：山口、前川、佐藤、松田
TEL 03-5253-8111(内線 27906、27911)
03-5253-8972(直通)
FAX 03-5253-8123

宿泊施設における新型コロナウイルス 感染症対応ハンドブック

【目次】

1. 新型コロナウイルスに関するQ&A1
2. 新型コロナウイルスの消毒について2
3. 宿泊者に対する平時の対応7
4. 宿泊者に疑わしい症状があらわれたら9
5. 宿泊者・従業員が陽性と確定されたら11
6. その他12

【参考資料】

・新型コロナウイルス感染症にかかる相談・受診体制13
・相談窓口一覧14
・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン18

令和2年9月 滋賀県
(令和2年12月 一部改訂)

1. 新型コロナウイルスに関するQ&A

- 「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれます。
- 新型コロナウイルス感染症は、一般的には以下の二通りと考えられています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染することを言います。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染することを言います。

- 一般的には、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなると考えられています。しかし、新型コロナウイルスでは、症状が明らかになる前から、感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果も示されており、人と人との距離をとること（Social distancing: 社会的距離）、外出の際のマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、十分な睡眠をとる等の健康管理を心がけるとともに、地域における状況も踏まえて、予防に取り組んでください。
- また、集客施設におかれては接触感染を予防するために、手がよく触れるところ、たとえば、ドアノブ、スイッチ、手すり、エレベーターのボタン、テーブルやカウンター、共用で使うもの（トングやメニュー等）などについて、消毒用アルコールや界面活性剤を含む住居用洗剤等で定期的な清拭をすることが有効です。
- 感染を予防するためには、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、「**3つの密**」を避けること等が重要です。集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に、1. 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2. 密集場所（多くの人が密集している）、3. 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。

2. 新型コロナウイルスの消毒について

飛沫に含まれる新型コロナウイルスや、手や身の回りのものに付着した新型コロナウイルスが、人の口や鼻、眼などから入って感染します。したがって、感染を予防するためには、手洗いや身の回りのものに付着したウイルスの数を減らすことが有効です。

手洗い

- ウイルスは水で洗い流すことでかなり数を減らすことができます。**石けんと流水による手洗いを行うことが最も重要**です。手指に付着しているウイルス量は、流水による15秒の手洗いだけで1/100に、石けんで10秒もみ洗いし流水で15秒すすぐと1/10,000に減らすことができます。
- 手洗いがすぐに出来ない状況では、**アルコール消毒液（濃度70%～95%のエタノール※）も有効**です。次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）は、危険ですので、手指には用いないでください。

※ 60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えありません。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

出典：厚生労働省・経済産業省・消費者庁 リーフレット

身の回りのものの消毒・除菌

- **熱水、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液**による消毒をおすすめします。
- **界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）**でも、効果が期待できますが、具体的な名称やその濃度などは、「nite 独立行政法人 製品評価技術基盤機構」（HP）をご確認ください。
- 一定濃度以上の「次亜塩素酸水」が新型コロナウイルスの量を減少させることが独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）にて確認されました。具体的な用途や使用上の注意については、製品に記載された情報を確認の上、正しくお使いください。

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤、及び一部の洗剤が有効です。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。NITE ウェブサイトで製品リストを公開しています。

[NITE 洗剤リスト](#) 検索

[こちらをクリック](#)



出典：厚生労働省・経済産業省・消費者庁 リーフレット

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】

- ・換気をしてください。
- ・家事用手袋を着用してください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。
- ・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) [※] ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リヴィン (きほんのぎ)	台所用漂白剤	水 1L に本商品 12mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

洗剤の使い方はこちら▶▶▶

[こちらをクリック](#)



新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミンオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

既に一部の試験機関では効果ありとされたもの

- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
(更なる試験・検討を経て最終的な評価が行われます)

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています(随時更新)

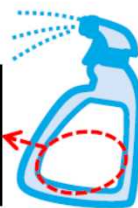
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

※ 製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤(0.2% アルキルアミンオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

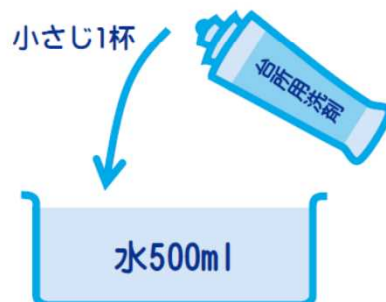
台所用洗剤を使って 代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1) 洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤*を小さじ1杯（5g）入れて軽く混ぜ合わせる。

（*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

3. 宿泊者に対する平時の対応

1. 平時の対応

- ✓ 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集に努め、緊急の場合に宿泊者等が受診するための医療機関を把握しておく。

Crick  [医療ネット滋賀 shiga.iryō-navi.jp](https://shiga.iryō-navi.jp)

- ✓ 宿泊者名簿への正確な記載を励行し、宿泊者の状況把握に努める。
- ✓ 宿泊者に対し、発熱など体調に異変が生じた場合は申し出るよう伝える。
- ✓ 従業員の健康管理、施設の環境衛生管理の徹底を図る。

(掲示例)

《宿泊者の方へのお知らせ》

- 体調に異常が生じた場合※は、無理にお部屋から出ず、電話でフロントまでご連絡ください。
※ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- 風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いいたします。
- 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることは避けてください。
- 施設内のレストランを利用する必要がある場合は、他の利用者と少なくとも2メートル以上の距離を確保してください。
- こまめに石鹸で手洗いを行ってください。
- 十分な睡眠や栄養をとるようにしてください。
- 咳やくしゃみをする際は、咳エチケットに心掛けてください。

※感染リスクを低減するため、体調に異常が生じた場合に宿泊者に体調の申告をうながしていただくことも重要です。

2. 宿泊者への対応

①チェックイン時

- ✓ 宿泊者の検温を行い、37.5℃以上の熱や咳・咽頭痛の症状の有無について確認する。
- ✓ 宿泊者への周知は、以下の掲示例を参考にホームページやフロントに掲示してください。

(掲示例)

《宿泊されるお客さまへ》

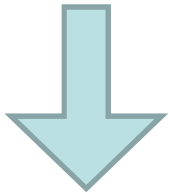
厚生労働省からの協力依頼により、検温等を実施しております。ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

- ① チェックイン時の検温において、37.5度以上の発熱や、咳・咽頭痛の症状がある場合は、**近隣の医療機関や受診・相談センター**に連絡をし、その指示に従うこととしております。
- ② 発熱や咳・咽頭痛の症状があるお客様には、他のお客様と接触しない個室で待機いただき、外出を控えていただくよう依頼することがあります。

②宿泊中

- ✓ 宿泊者から体温計の貸出を求められた場合は、衛生的管理に留意の上 (貸出の都度、消毒する) で貸与し、積極的に宿泊者の健康管理に協力する。
- ✓ 宿泊者から発熱や咳・咽頭痛の症状の申し出があった場合は、感染拡大予防の必要性を説明し、客室内で待機し、レストランや浴室等の利用を控え、外に出ないように要請する。(同室者がいれば他室への移動と待機を依頼する)
- ✓ 飛沫の飛散を防止するため、症状のある宿泊者や同室者には、マスクの着用を求める。

4. 宿泊者に疑わしい症状があらわれたら・・・



本人の同意を得て、「**近隣医療機関**」や「**受診・相談センター**」に連絡し、指示に従う。
(※宿泊者本人から連絡していただくよう指示することもあります。)

- ✓ お近くの医療機関の検索

医療ネット滋賀 shiga.iryu-navi.jp

- ✓ 受診・相談センター

	大津市以外	大津市
受付時間	毎日・24時間	毎日・24時間
電話	077-528-3621	077-526-5411
※FAX	077-528-4865	077-525-6161
※E-Mail	県HP記載の送信フォームへ	hoken@city.otsu.lg.jp



(診療できる医療機関
が案内されます)

※宿泊施設の所在地の窓口に連絡してください。
※急ぎの場合は電話でお願いします。

宿泊客を医療機関まで送迎
する必要はありません。

★**受診**★医師の診察により、必要な検査(インフルエンザ、新型コロナウイルス、その他)が行われます。

1. 従業員の対応

- ✓ 症状のある宿泊者に対応する従業員の数を極力制限する(原則、部門長などの責任者が対応する)。
- ✓ 症状のある宿泊者に接触する場合は、**マスクおよび使い捨て手袋を着用**する。
- ✓ 対応後は、手洗い(手指消毒)を確実に行う。使用後のマスクおよび手袋はビニール袋で密閉して廃棄する。
- ✓ 対応にあたった従業員から発熱などの体調に異変が生じた旨の報告があった場合は、自宅待機するなどし「**受診・相談センター**」に連絡させ、指示に従ってください。

2. 保健所による調査

※疑い例に該当した場合等

- ✓ 宿泊者の感染が確認された場合等においては、宿泊期間中の接触者を特定する必要があるため、保健所が行う調査にご協力ください（宿泊者名簿や勤務表、館内図等をご準備ください）。

3. 施設の消毒

※保健所の指示に従って実施してください

- ✓ 感染が疑われる宿泊者が利用した区域（客室、レストラン、エレベーター、廊下等）のうち手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に消毒してください。
- ✓ また、リネン類の洗濯にあたっては、医療リネンに準じて取り扱ってください。（新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するにあたっては、やむを得ない場合を除き、施設内で消毒を行う必要があります。やむを得ず外部委託する場合も密閉容器に収め、他へ感染するおそれがないよう取り扱う必要があります。委託業者での対応が可能か確認してください）。

消毒方法等については、P 3～6を参照してください

5. 宿泊者や従業員から陽性と確定されたら・・・

1. 患者本人への対応

- 原則、保健所から本人（患者）に連絡が入り、患者の状態の確認等聞き取り調査を行います。患者の状態に応じて、専門の医療機関での入院治療か宿泊療養施設での療養が決定され、その後、滞在先へ移動していただきます。
- 移動先、移動手段については、県のコントロールセンター（または保健所）から原則、本人に指示があります。患者が施設滞在中の場合も、その指示に従ってください。

2. 保健所による疫学調査

- 宿泊期間中の接触者を特定する必要があるため、保健所が宿泊施設に対して行う調査にご協力ください（宿泊者名簿や従業員名簿、勤務表、館内図等を提出してください）。

3. 施設の消毒

- 患者が利用した区域（客室、レストラン、エレベーター、廊下等）を消毒してください。（P10と同様）
- 消毒する際は、作業者の感染予防のため、マスク、使い捨て手袋、ガウンなどを使用してください。（ガウンの着脱時は必ず脱衣行為1回ずつ手を消毒し、行ってください。）
- また、リネン類の洗濯にあたっては、医療リネンに準じて実施してください。
- 消毒方法等については、P3～6を参照してください
- リネン類の取扱については、P10を参照してください。

4. 接触した従業員の健康管理

- 保健所の調査の結果、「濃厚接触者」と判断された従業員については、一定期間（2週間程度）自宅待機や健康観察をお願いすることがあります。（必ずしもPCR検査を実施するとは限りません。）
- 自宅待機を指示された方は、不要不急の外出を控えていただき、発熱等の症状があらわれた場合は、「受診・相談センター」へ連絡してください。
- 濃厚接触者は、患者との接触状況、行為、場所、時間、マスクの着用の有無等により保健所が判断します。

6. その他

1. 報道発表

- 新型コロナウイルスに感染した患者の発生については、滋賀県が報道発表を行います（年代、性別、居住地など）。
- クラスターなどが発生し、感染者に接触した可能性のある者の把握が困難な場合には、感染拡大防止の観点から施設名等を公表することがあります。
- 施設名が公表された場合、施設に報道機関から取材が来ることが想定されます。対応窓口を一本化し、保健所の助言のもと、対応してください。

発熱などの症状がある場合の相談・受診について

発熱などの症状がある方

風邪？
インフルエンザ？
もしかして...
新型コロナ？

1 まずは、かかりつけ医や
お近くの診療所・クリニックに
電話等でご相談ください

発熱、のどの痛み、頭痛、下痢、体のだるさ、においや味がわかりにくいなどの症状がある場合は、**受診前に必ず電話等で連絡**してください

2 診療所が指定する方法で
受診してください

他の患者との接触を避けるため、**来院時間や来院方法などを指定**されることがあります

3 受診時には
感染予防の徹底をお願いします

手指の消毒または**せっけんを使った手洗い**をすませて、**マスクを着用**して受診してください

! 休日・夜間に症状が
つらくなったとき

? 相談先・受診先に
迷ったとき

相談・受診 [休日・夜間の場合]

休日急病診療所等

救急病院(外来)
新型コロナに限らず
重症の場合に対応

発熱、のどの痛み、頭痛、下痢、体のだるさ、においや味がわかりにくいなどの症状がある場合は、**受診前に必ず電話等で連絡**してください

緊急時に応急処置を行うところですので、
基本的に**新型コロナウイルスの検査はできません**



相談

相談

受診

かかりつけ医など身近な医療機関 (診療所・クリニック)



**発熱患者等を診ることが
できない医療機関**

- ・特に免疫低下している患者などが来院する専門外来
- ・構造的に動線が分けられない診療所など

発熱患者等を診療することができない医療機関に相談があった場合は、診療できる医療機関を案内します

案内

**発熱患者等を診療する医療機関
(診療・検査医療機関)**

医師の診察により、必要な検査を行います

診療 → 検査

インフルエンザ
新型コロナウイルス
その他



案内

紹介

[検査ができないときは、検査できる医療機関を紹介します]

受診・相談センター(毎日24時間)

お近くの「診療・検査医療機関」を案内します

大津市
電話 077-526-5411
FAX 077-525-6161
E-mail hoken@city.otsu.lg.jp

大津市以外
電話 077-528-3621
FAX 077-528-4865
その他 県HP記載の送信フォームへ。

案内

[休日・夜間の場合]

**地域外来・検査センター等
(PCR検査センター)**

他の診療・検査医療機関

診療 → 検査

聴覚に障害のある方をはじめ
電話での相談が難しい場合は
メールやファックスでお問合せください

相談窓口一覧

令和2年10月12日現在

※年末年始の閉庁日等は電話が繋がらない場合があります。

受診に関すること (帰国者・接触者相談センター)	滋賀県相談窓口 (草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3621	毎日 24時間
	大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-526-5411	毎日(日中) 8:40~20:00
		080-2409-1856	毎日(夜間)20:00~翌8:40
その他新型コロナウイルス感染症に関すること (一般電話相談窓口)	滋賀県相談窓口 (草津・甲賀・東近江・彦根・長浜・高島保健所)	077-528-3637	毎日 8:30~17:15
	大津市保健所 (大津市にお住まいの方)	077-522-7228	平日 8:40~17:25
各種支援策に関すること	新型コロナウイルス感染症対策にかかる各種支援策のワンストップ相談窓口	077-525-5670	平日 9:00~17:00
感染拡大防止に関すること (もしサポ滋賀、イベント開催等)	滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター	077-528-1344	平日 9:00~17:00
人権相談に関すること	新型コロナ人権相談ほっとライン (人権侵害を受けた方専用の相談窓口)	077-523-7700 (電話・FAX)	月・火・水・金 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日を除く)
	(公財)滋賀県人権センター 人権相談室	077-527-3885 (電話・FAX)	月・火・水・金 10:00~12:00 13:00~16:00 (祝日を除く)
	大津地方法務局人権擁護課	0570-003-110 (全国共通) ※最寄りの法務局または支局につながります。	平日 8:30~17:15

ひとり親家庭福祉に関すること	県庁 子ども・青少年局家庭支援推進室	077-528-3554	平日 8:30~17:15
	滋賀県ひとり親家庭総合サポートセンター	077-526-8801	平日、第1・3土曜日 9:00~17:00
障害者施策に関すること	県庁 障害福祉課	077-528-3541	平日 8:30~17:15
障害者の皆さんの困りごとに関すること	県庁 障害福祉課	☎電話 077-521-1175 📠ファックス 077-528-4853 ✉メール ec0006@pref.shiga.lg.jp	平日 9:00~17:00
こころの悩みに関すること	精神保健福祉センター	077-567-5010	平日 9:00~16:00
子どもを守る虐待ホットライン	中央子ども家庭相談センター	077-562-8996	毎日 24時間
児童相談所虐待対応ダイヤル	各子ども家庭相談センター (中央、彦根、大津・高島)	(局番なし)189	毎日 24時間
子どもや子育ての悩みの相談	滋賀県子ども・子育て応援センター [こころんだいやる]	077-524-2030	毎日 9:00~21:00
DVIに関すること	中央子ども家庭相談センター(女性専用)	077-564-7867	毎日 8:30~22:00
	彦根子ども家庭相談センター(女性専用)	0749-24-3741	平日 8:30~17:15
	県立男女共同参画センター (夫婦・家族、離婚などの悩みを含む)	0748-37-8739	火・水・金~日 9:00~12:00、13:00~17:00 木 9:00~12:00、17:00~20:30 (月、祝日の翌日等を除く)

妊婦向け相談窓口	子育て・女性健康支援センター ※妊婦向けウイルス検査については、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。	077-553-3931	平日 10:00~16:00
消費生活相談に関すること	県消費生活センター 各市町消費生活相談窓口 国民生活センター	(局番なし)188 または 県消費生活センター 0749-23-0999	県消費生活センター 月~土 9:15~16:00 (祝日を除く)
事業者向け相談窓口	県庁 中小企業支援課	077-528-3730	平日 8:30~17:15
	経済産業省 中小企業金融相談窓口	0570-783183	平日・土日祝日 9:00~19:00
	滋賀県よろず支援拠点	077-511-1425	平日 9:00~17:45
労働相談窓口	滋賀労働局 雇用環境・均等室総合労働相談コーナー	077-522-6648	平日 8:30~17:15
	滋賀県労働相談所	0120-967-164 077-511-1402	平日 10:00~17:00 (12:30~13:30除く)
	県庁 労働雇用政策課	080-1514-0051	平日 8:30~17:15
	滋賀県造林公社(林業労働力確保支援センター) ※林業に関すること	077-522-0307	平日 8:30~17:15
大学生・若者・就職氷河期世代、シニア、子育て期の女性など、それぞれの立場に応じた就労相談	しがジョブパーク	077-563-0301	月~土 9:00~17:00 (祝日を除く)
	シニアジョブステーション滋賀	077-521-5421	平日 8:30~17:00 (祝日を除く)
	滋賀マザーズジョブステーション	(近江八幡) 0748-36-1831 (草津駅前) 077-598-1480	(近江八幡) 火~日 9:00~17:00 [月、祝日の翌日等を除く] (草津駅前) 平日 9:00~17:00 [土、日、祝日を除く]

<p>が^いこ^くご^そう^だん 外国語での相談</p>	<p>が^いこ^くじ^んそ^うだ^ん しが外国人相談センター</p>	<p>でんわ ☎電話 077-523-5646 ☎ファックス 077-510-0601 ✉メール mimitaro@s-i-a.or.jp</p>	<p>げつ～きんようび 10:00～17:00 月～金曜日 10:00～17:00 ポルトガル語、スペイン語、英 語、タガログ語、ベトナム語を 含む12言語で対応</p>
<p>県税に関すること (最寄りの県税事務所へお問 い合わせください。)</p>	<p>西部県税事務所 西部県税事務所高島納税課 南部県税事務所 中部県税事務所 中部県税事務所甲賀納税課 東北部県税事務所 東北部県税事務所湖東納税課 自動車税事務所</p>	<p>077-522-9802 0740-25-8012 077-567-5406 0748-22-7707 0748-63-6106 0749-65-6606 0749-27-2206 077-585-7288</p>	<p>平日 8:30～17:15</p>
<p>文化芸術活動に関すること</p>	<p>未来へつなぐ しが文化活動応援事業 事務 局 (公益財団法人びわ湖芸術文化財団 内) 滋賀県 文化スポーツ部 文化芸術振興課 総務係</p>	<p>077-523-7146 077-528-3341</p>	<p>9:00～12:00 13:00～17:00 (毎週火曜日を除く) 平日 8:30～17:15</p>

宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）

2020年5月14日（2020年5月21日一部改訂）

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところである。

これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめたところである。

また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとする。

なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていく。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機など）には特に注意
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価

3 具体的な感染防止対策

（1）留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保する

- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応。）
- ・ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ・施設及び客室の換気
- ・施設内の定期的な消毒
- ・宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ・自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する

(2) 各エリアごとの留意点

①入館時（ロビー等）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する
- ・入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する

②送迎時

- ・送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置

③チェックイン

（チェックイン待ち）

- ・間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ
- ・客室でのチェックイン手続きに変更 等

（チェックイン手続き）

- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽

- ・モバイルによるプリチェックインの導入 等

(宿泊カードの記入)

- ・宿泊カードのオンライン化
- ・フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒 等

(館内・客室案内)

- ・従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入

(ルームキー、キーカードの受渡し)

- ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入
- ・返却されたルームキー・キーカードの消毒徹底 等

(団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応)

- ・チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

④エレベーター

(ボタンの操作)

- ・エレベーター内や押しボタンの頻繁な清拭消毒

(他の宿泊客との同乗)

- ・重量センサーの調整(少ない人数でブザーが鳴る)
- ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限 等

⑤客室

(部屋のドアの開閉)

- ・ドアノブの清拭消毒

(部屋の設備(※)への接触)

- ・客室清掃時に、消毒剤(洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭
※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

(部屋の備品(※)への接触)

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒を徹底 等
※ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

(換気)

- ・空調機を外気導入に設定
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請 等

(家族等普段生活している人以外との相部屋)

- ・同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意
また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請

⑥大浴場

- ・入場人数の制限

(更衣室)

- ・ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒
- ・定期的なロッカーの清拭消毒
- ・浴場での貸しタオル中止、客室から清潔なタオルの持参を要請 等

(浴室内)

- ・備品等の清拭消毒
- ・浴室内の換気強化
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請
- ・浴室、浴槽内における会話を控えることを要請 等

(化粧台)

- ・ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請 等

(休憩室)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・使用後の備品（ソファ、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力要請
- ・水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒 等

⑦食事関係

※食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として都道府県の施設使用制限に従うが、その徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとする。

- ・なお、接待のある宴会や会食、カラオケは、都道府県の施設使用制限に従い、実施する場合は、十分な距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を取ること等に留意

i) 宴会場

(宴会・会食)

- ・参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- ・従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒の徹底
- ・座布団、座椅子、脇息、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒徹底
- ・横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- ・宴会場の換気強化
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

(従業員の料理提供)

- ・盛り付け担当者の衛生管理徹底

- 従業員の衛生管理徹底
- 下膳と同時に料理提供をしない 等

(食べ終わった食器類の下膳)

- 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

ii) 食事処

(食事)

- 宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- 従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- 発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- 入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- 利用の都度、備品等を清拭消毒
- 横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる（座席レイアウトの変更）
- 参加人数、滞在時間の制限
- 会場の換気強化
- お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請
- 従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更、従業員が取り分け 等

(従業員の料理提供)

- 盛り付け担当者の衛生管理徹底
- 従業員の衛生管理徹底
- 下膳と同時に料理提供をしない 等

(食べ終わった食器類の下膳)

- 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

iii) 部屋食

(調理場→パントリー→客室への料理の運搬)

- 運搬用機器の手に触れる部分の清拭消毒

(客室内での料理の提供)

- 横並び着席の推奨
- 客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べる
- できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする
- 従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- 従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- 鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに変更、従業員が取り分け

(食べ終わった食器類の下膳)

- 下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底

(客室内で冷蔵庫から出した飲料を飲む)

- 客室内コップの交換、冷蔵庫内飲料提供の中止、又は消毒を徹底した上での配置

iv) ビュッフェ

- ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討
- ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、宿泊客ひとりひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底

(会場入り口での受付・案内)

- 宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- 従業員のマスク（適宜フェイスシールド）着用
- 発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- 入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- 従業員と宿泊客の接触を極力減らす

(食事)

- 横並び着席の推奨（座席レイアウトの変更）
- 入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意
- 使用したトレイを清拭消毒してから次の宿泊客に提供
- 自席で食事中以外（宿泊客のテーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請

(従業員がビュッフェテーブルの料理を補充・入れ替え)

- 料理提供担当者の手指消毒の徹底

(ドリンクサーバーでの飲み物提供)

- ボタンやピッチャーの持ち手の清拭消毒、スタッフが手袋を着用の上注ぐ

(食べ終わった食器類の下膳)

- 下膳担当者は、手指消毒をしてから清潔な食器や料理の補充・提供
- グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

⑧チェックアウト

(チェックアウト時の待ち列)

- カード決済による非対面チェックアウト手続き

(ルームキーの返却)

- フロントスタッフの手指消毒、返却後のキーの消毒

(宿泊料金の支払い)

- フロントデスク上にアクリル板等を設置する、カード決済による非対面チェックアウト手続き

⑨清掃等の作業

(従業員が客室の布団上げ)

- マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管

(客室清掃)

- 清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用

- 使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換
- 使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒
- ゴミはビニール袋で密閉して処理

(浴場清掃)

- 浴室内の設備・備品を清拭消毒
- 清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- 脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒
- 使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒
- 浴槽水等の消毒の徹底

(館内清掃)

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く
- 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い
- 自動販売機は自販機ボタン、取り出し口の頻繁な清拭消毒
- 宿泊客用スリッパ等は使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更

⑩トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 便器内は、通常の清掃で良い
- 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- 常時換気をオンにしておくなど換気に留意

⑪従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- 使用する者はマスク着用
- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- 休憩スペースは、常時換気することに努める
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

(3) 宿泊客の感染疑いの際の対応

- 万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないようにお願いする（同行者も同様）
- 事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく
- 食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する
- 保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- 当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- 館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う

店舗の感染対策 ポイント👆

QRコードをメニューに掲示したり、テーブルに貼るなど、読み込みやすい工夫を
お願いします！



入店時

- ☐ 手指消毒用のアルコールの設置
- ☐ 発熱・咳などの症状のあるお客様の利用制限
- ☐ 『もしサポ滋賀』のQRコードの読み取りをお願いします

密接回避

- ☐ 席やテーブルは十分な距離をとる（最低1m以上）

食器

- ☐ 大皿での提供をさける
- ☐ 大皿で提供する場合は、取り箸や小皿をつける

飛沫防止

- ☐ 従業員のマスクの着用
- ☐ パーティションの設置

消毒

- ☐ 手が触れる部分はこまめに消毒

換気

- ☐ 常時機械換気
- ☐ 30分ごとに窓・ドアを開けて換気（常時換気できない場合）

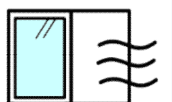


換気はCO₂濃度 1,000ppm超が目安です。

CO₂センサーを活用することで、換気のタイミングがわかります



CO₂センサー



施設や店舗では、 十分な換気をお願いします



十分な換気ってどれくらい？

厚生労働省では、一人あたり毎時30m³の換気量を確保することを推奨しています。



一人あたり毎時30m³の換気量って
どれくらいの頻度で換気したらいいの？

こんな方法が示されています

- 換気回数を毎時2回以上
(30分一回以上、数分間程度、窓を全開にする)
- 二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えていないかを確認



CO₂センサーで二酸化炭素濃度を測ることで、 換気の **タイミング** がわかります

1,000ppm超が換気を目安です。



CO₂センサー



売上確保支援の補助金の対象ともなっていますので、活用をぜひご検討ください。

【売上確保支援の補助金の詳細は☞】
<https://shiga-kinkyushien.com/#planA>

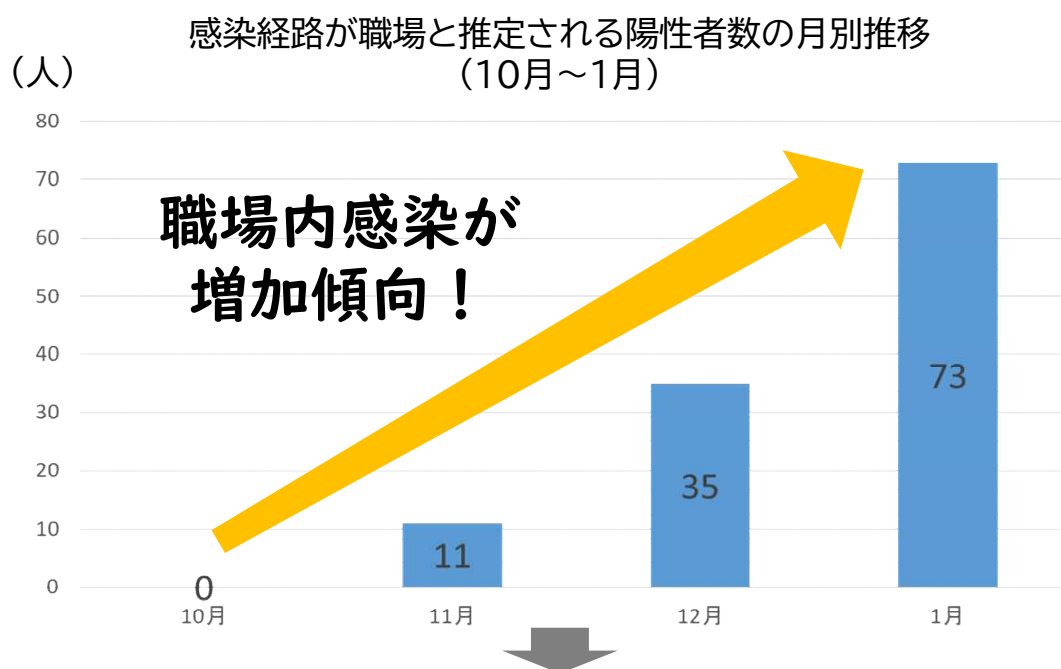
換気だけでなく、手指消毒やパーテーションの設置、座席間隔を空けるなどの対策も重要です！

様々な対策を組み合わせ、感染リスクの少ない店舗づくりをお願いします。

職場内感染を防ぐ 4つのポイント



現 状



- 職場に持ちこまないことが重要
- さらに職場内でも予防対策を

Point 1

出勤前後

これまでの感染事例では…

- 発熱や倦怠感などの体の不調を感じたにもかかわらず出勤したため、感染拡大
- 普段接していない人と飲食したため、感染拡大

予防するためには

- ✓ 体調に違和感がある場合は**出勤を控える**
- ✓ 会食する際には**感染予防をし、なるべく普段一緒にいる人と**
- ✓ 家族や普段一緒にいる人以外と会食する際は特に注意



Point 2

仕事中

これまでの感染事例では…

- 勤務中に体の不調を感じたものの、そのまま勤務を続けたため、感染拡大
- 1時間に2回の換気ができていない執務室での感染拡大
- 車内でのマスクなしの会話や飲食をしたため、感染拡大

予防するためには

- ✓ 体に不調を感じた時は**早めに申告**
- ✓ 職場内でも適宜、**手洗い・消毒・換気**
- ✓ 対面で会話をするときは**マスクの着用や仕切りの設置**
- ✓ 車内でも**マスクの着用と換気**を



Point 3

休憩時

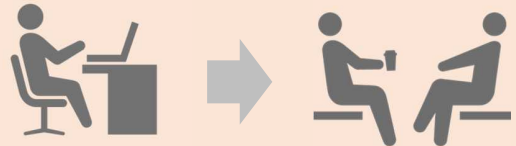
これまでの感染事例では…

- 昼食時にマスク、仕切りなしで会話をしたため、感染拡大
- 休憩室や更衣室でマスクなしで会話をしたため、感染拡大



予防するためには

- ✓ 会話の際はマスク着用
- ✓ 休憩・更衣・食事の時間をずらす
- ✓ 休憩時や喫煙時など一息つく場面では特に注意



Point 4

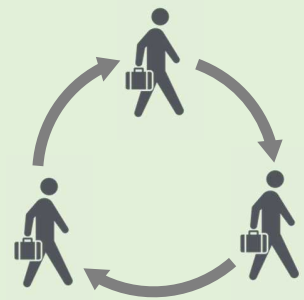
新しい働き方の実践

これまでの感染事例では…

- 研修や会議の場での感染拡大



- ✓ テレワーク勤務の活用
- ✓ ローテーション勤務の活用
- ✓ 時差出勤の活用
- ✓ 会議はオンラインで



感染リスクが高まる

「5つの場面」

① 飲酒を伴う懇親会

- ・ 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- ・ 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- ・ また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



② 大人数や長時間におよぶ飲食

- ・ 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- ・ 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



③ マスクなしでの会話

- ・ マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- ・ マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- ・ 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



④ 狭い空間での共同生活

- ・ 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- ・ 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



⑤ 仕事から休憩室などへの居場所の切り替わり

- ・ 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- ・ 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



「もしサポ滋賀」システムとは

別紙 8

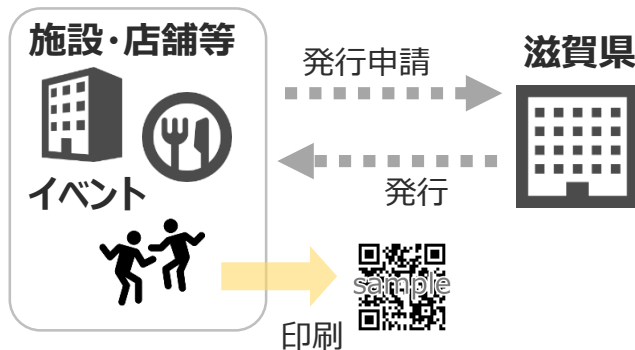
～感染拡大の防止にご協力をお願いします～

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、県内の施設・イベント会場の利用の際、QRコードを活用して利用者が連絡先を滋賀県に登録していただくことで安心して施設等をご利用いただくためのシステムをスタートさせました。

施設等を利用された方の感染が後日判明した場合において、登録いただいた方に濃厚接触者の疑いがある場合やクラスターの発生（おそれを含む）が確認された場合など必要がある場合にのみ、滋賀県から注意喚起を行います。皆様におかれましては、導入について積極的にご検討ください。

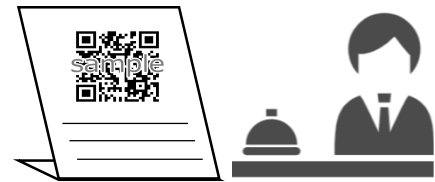
施設等がQRコードを発行申請

WebフォームからQRコードの発行申請する



QRコードを施設等で掲示

発行を受けたQRコードを施設やイベントの受付・入り口等に掲示して、施設利用者に読み取りを呼びかける



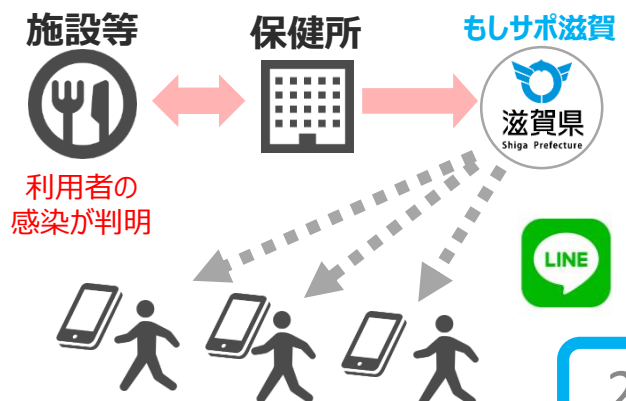
利用者がコードを読み取り

利用者は施設等を訪れたときにQRコードを読み取る



滋賀県からお知らせ

同じ施設等の利用者に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染の恐れが高いと判断した場合に対象者にLINEメッセージでお知らせする。



新しい旅の エチケット

感染リスクを避けて
安心して楽しい旅行



旅先の
状況確認、
忘れずに。



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



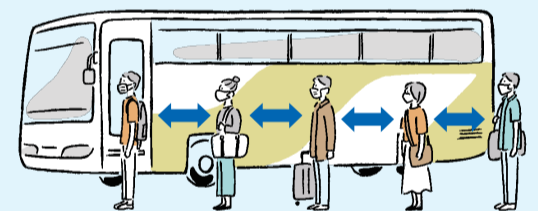
混んでたら、
今はやめて、
後からゆっくり。



握手より、
笑顔で会釈の
旅美人。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。



毎朝の健康チェックは、
おしゃれな旅の
身だしなみ。



おみやげは、
あれこれ触らず
目で選ぼう。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

旅行連絡会 協力: 国土交通省・観光庁

新しい旅行スタイルのキホン

- 毎朝の健康チェックは、おしゃれな旅の身だしなみ。
- 旅先の状況確認、忘れずに。
- スケジュールは、ゆったりのんびり、余裕をもって。
- 間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。
- 握手より、笑顔で会釈の旅美人。
- 混んでたら、今はやめて、後からゆっくり。
- マスク着け、私も安心、周りも安心。

移動

- 車内でもマスク忘れず、さあ出発。
- 楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。
- すいている時期、時間帯で快適旅行。
- 歩いたり、自転車で発見！地域の魅力。

宿泊

- 人前で、マスク着用、エチケット。
- おしゃべりは、部屋に入って存分に。
- 大浴場、静かにゆっくりいい湯だな。
- 部屋の窓、ときどき空けてリフレッシュ。
- 同宿者、少し離れてご挨拶。
- ドアノブやエレベータ、触れたらすぐに手を洗おう。
- 手洗いと手指消毒で、安心ステイ。

ショッピング

- すいている時間に、安心ショッピング。
- おみやげは、あれこれ触らず目で選ぼう。

- 屋外でのびのび満喫、ニッポンの自然。
- 狭い場所、混んでる場所避け、安心ナイト。
- こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。
- 旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。
- だいじょうぶ、観光地はいつでもあなたを待っています。
- あなたの協力が楽しい旅を守ります。

食事

- 外での食事は、楽しく安心。
- 取り分けて、安心・安全、おいしい料理。
- 横並び、料理がもっとよく見える。
- おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。
- うまい酒、注がず注がれず、マイペース。

観光施設

- すいた時間・場所を選んで安心観光。
- 予約とり、並ばず、ゆったり、楽しい観光。
- 狭い部屋、長居は無用、お先に失礼。
- おしゃれで安心、オンラインチケットにキャッシュレス。
- 忘れるな、マスクは安心の入場券。
- おしゃべりは控え目に、手洗いは早めに。

- レジ待ちも、間を空けてゆったりと。
- 歓迎です、少ない額の電子決済。